

議案第23号 説明資料

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
(第1条関係) の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例														
<p>○特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例 (昭和43年12月23日 条例第30号)</p> <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員で常勤の者(以下「特別職の職員」という。)の給与の支給について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 町長 (2) 副町長</p> <p>第2条～第5条 略</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長</td> <td style="text-align: right;">830,000円</td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td style="text-align: right;">684,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	町長	830,000円	副町長	684,000円	<p>○特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例 (昭和43年12月23日 条例第30号)</p> <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員で常勤の者(以下「特別職の職員」という。)の給与の支給について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 町長 (2) 副町長 (3) <u>教育長</u></p> <p>第2条～第5条 略</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長</td> <td style="text-align: right;">830,000円</td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td style="text-align: right;">684,000円</td> </tr> <tr> <td><u>教育長</u></td> <td style="text-align: right;"><u>608,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	町長	830,000円	副町長	684,000円	<u>教育長</u>	<u>608,000円</u>
職名	給料月額														
町長	830,000円														
副町長	684,000円														
職名	給料月額														
町長	830,000円														
副町長	684,000円														
<u>教育長</u>	<u>608,000円</u>														

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
(第2条関係) の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例					改 正 条 例				
○特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和46年2月26日 条例第3号)					○特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和46年2月26日 条例第3号)				
第1条～第5条 略					第1条～第5条 略				
別表					別表				
(単位：円)					(単位：円)				
機関等	職制	報酬		費用弁償額	機関等	職制	報酬		費用弁償額
		単位	報酬額				単位	報酬額	
教育委員会	委員長	月額	57,500	町長相当額。ただし、十勝管内の市町村に日帰り旅行をした場合の日当は、次による。 (1) 幕別町内 650円 (2) 帯広市・音更町・池田町 1,000円 (3) 前2号以外の各町村 2,400円	教育委員会	委員	月額	37,500	(1) 幕別町内 650円 (2) 帯広市・音更町・池田町 1,000円 (3) 前2号以外の各町村 2,400円
	委員	〃	37,500						
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
備考 略					備考 略				

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
(第3条関係) の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町議会委員会条例 (昭和62年3月25日 条例第12号)</p> <p>第1条～第18条 略 (出席説明の要求)</p> <p>第19条 委員会は、審査又は調査のため、町長、<u>教育委員会の委員長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対して、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p> <p>第20条～第28条 略</p>	<p>○幕別町議会委員会条例 (昭和62年3月25日 条例第12号)</p> <p>第1条～第18条 略 (出席説明の要求)</p> <p>第19条 委員会は、審査又は調査のため、町長、<u>教育委員会の教育長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対して、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p> <p>第20条～第28条 略</p>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
 (第4条関係) の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町町民栄誉賞表彰条例                      (平成20年9月25日 条例第34号)</p> <p>第1条及び第2条 略                      (選考及び決定)</p> <p>第3条 前条に規定する町民栄誉賞は、町長、副町長、<u>町議会議長、副議長及び教育委員長</u>をもって組織する選考委員会の審査を経て、町長が決定する。</p> <p>第4条～第6条 略</p>	<p>○幕別町町民栄誉賞表彰条例                      (平成20年9月25日 条例第34号)</p> <p>第1条及び第2条 略                      (選考及び決定)</p> <p>第3条 前条に規定する町民栄誉賞は、町長、副町長、<u>教育長、町議会議長及び副議長</u>をもって組織する選考委員会の審査を経て、町長が決定する。</p> <p>第4条～第6条 略</p>